

特に青色専従者、事業専従者（白色）等の方につきましては下記内容をご確認ください

事 務 連 絡
令和7年 8月12日

会員各位

岩沼市商工会
会長 大友 浩幸
(公印省略)

岩沼市定額減税補足給付金（不足額給付）について

謹啓 晩夏の候、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より本会事業運営に格別なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、広報いわぬま8月号および岩沼市ホームページにおいて、令和6年度に実施した定額減税補足給付金（調整給付）の支給額に不足が生じた方等を対象に、標記給付金の申請受付を開始する旨のお知らせがありましたのでご案内申し上げます。

特に、青色事業専従者や事業専従者(白色)、合計所得金額48万円超の方などにおかれましては、申請漏れがないようご注意くださいようお願いいたします。

なお、不足額給付に関する個別のお問合せにつきましては、下記記載の「給付金事務センター」または「岩沼市役所 市民・税務課」までお問合せいただきますようご案内申し上げます。

謹白

記

不足額給付Ⅰ 対象者/令和5年所得に比べて令和6年所得が減少した方など

※R6年所得税が0円ではない青色専従者等も該当になる可能性があります。

給付内容や確認事項が書かれた「確認書」が届いた方は内容（支給要件、振込先など）を確認して返送（提出期限：10月31日（金）消印有効）

不足額給付Ⅱ 対象者/青色事業専従者、事業専従者(白色)、合計所得金額48万円超の方など
申請書（市ホームページからダウンロード）に必要な資料を添えて給付金事務センターに提出または郵送（提出期限：9月30日（火）消印有効）

お問合せ先（受付時間：平日 午前9時から午後5時）

- ・給付金事務センター（市役所1階旧食堂、電話 23-0369）※給付金の手続きに関すること
- ・市民税務課 市民税係（市役所2階、電話 23-0291）※税額、給付金額、申請書に関すること

●岩沼市役所ホームページ

(URL) <https://www.city.iwanuma.miyagi.jp/home.html>

(【不足額給付】令和7年度岩沼市定額減税補足給付金（不足額給付）について)

(QRコード)

